

議会運営委員会に関する申合せ事項の改正（案）

【現 行】

5 協議又は調整の委任

委員長は、次の(1)から(3)に掲げるあらかじめ協議又は調整が必要とされる事項、又は議会運営委員会において意見の一致が見られなかった事項については、議会運営委員会条例第 13 条第 2 項に基づき、議会運営委員会理事会に協議又は調整を委任することとする。

(1) 議会運営に関する事項

臨時会の招集及び運営、本会議における参考人の招致等

(2) 議員提出議案に関する事項

政策条例の制定及び改正、議員報酬条例及び議員定数条例等の改正（いずれも軽易な改正を除く）

(3) その他の事項

海外行政調査、災害見舞金の贈呈等

【改正案】

5 協議又は調整の委任

委員長は、次の(1)から(3)に掲げるあらかじめ協議又は調整が必要とされる事項、又は議会運営委員会において意見の一致が見られなかった事項については、議会運営委員会条例第 13 条第 2 項に基づき、議会運営委員会理事会に協議又は調整を委任することとする。ただし、次の(1)から(3)に掲げる事項のうち、議会運営委員会理事会に委任しないことについて、あらかじめ委員長、副委員長及び理事の意見が一致したものは、この限りでない。

(1) 議会運営に関する事項

臨時会の招集及び運営、本会議における参考人の招致等

(2) 議員提出議案に関する事項

政策条例の制定及び改正、議員報酬条例及び議員定数条例等の改正等

(3) その他の事項

海外行政調査、災害見舞金の贈呈等

議会運営委員会に関する申合せ事項（案）

1 会派

会派（交渉団体）の構成議員数は、5人以上とする。

2 委員会の構成

- (1) 各会派から推薦する委員はおおむね15人とし、各会派の所属議員数の比率による。ただし、端数は四捨五入する。
- (2) 各会派から推薦する委員のうち、2人は進行係とし、議長及び副議長の所属する会派の委員の中から1人ずつ選出する。
- (3) 進行係は、本会議において主に次の役割を担う。
 - ① 議事進行に関する動議
 - ② 表彰決議に関する動議
 - ③ 投票の開票立会人

3 会議

委員会の会議は、原則として各会派から1人以上の委員が出席してこれを開くものとする。ただし、急施を要するとき又は委員長がやむ得ないものと認めたときは、この限りではない。

4 表決

委員会の議事については、原則として全会派一致で決することとする。

5 協議又は調整の委任

委員長は、次の(1)から(3)に掲げるあらかじめ協議又は調整が必要とされる事項、又は議会運営委員会において意見の一致が見られなかった事項については、議会運営委員会条例第13条第2項に基づき、議会運営委員会理事会に協議又は調整を委任することとする。ただし、次の(1)から(3)に掲げる事項のうち、議会運営委員会理事会に委任しないことについて、あらかじめ委員長、副委員長及び理事の意見が一致したものは、この限りでない。

- (1) 議会運営に関する事項
臨時会の招集及び運営、本会議における参考人の招致等
- (2) 議員提出議案に関する事項
政策条例の制定及び改正、議員報酬条例及び議員定数条例等の改正等
- (3) その他の事項
海外行政調査、災害見舞金の贈呈等

6 決定の遵守

委員会で決定した事項については、各会派の責任においてこれを遵守しなければならない。